

「誰もが豊かに安心して暮らせるはだの」 ～新たなケア社会～の実現をめざして

第5期秦野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画



社会福祉法人秦野市社会福祉協議会

令和3年3月

目 次

5年後の「秦野」のめざす姿	1
会長のことば	4
第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって	
1 地域福祉活動計画とは	5
2 計画の特徴	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
第2章 地域福祉を取り巻く状況	
1 計画の背景	9
2 前期計画の成果と課題	12
3 今回の計画策定のポイント	17
第3章 秦野地域の福祉がめざすもの	
1 基本理念	21
2 基本目標	22
3 計画の体系	23
第4章 取り組みの推進	25
1 基本計画1 福祉の心と人づくり	28
2 基本計画2 お互い様の地域づくり	34
3 基本計画3 「SOS」が発信できる・応えられる仕組みづくり	39
4 基本計画4 市民とつながる情報ネットワークづくり	45
第5章 計画の推進体制	
1 進行管理の流れ	49
2 進行管理のための体制	49
3 進行管理と評価の方法	50
4 計画の周知	50
5 計画に基づく新規事業の推進予定	51

○資料編

．．．．． 52

- 1 計画の策定経過
- 2 計画策定の体制



マスコットキャラクター
「ハートフルちゃん」

5年後の「秦野」のめざす姿

基本計画 1

福祉の心と人づくり

子どものころから福祉について考え、学ぶ環境が整っている



まちのあちこちに
大人も福祉について
学ぶ場がある



福祉人材の確保・育成に現場の人たちが主体となって取り組んでいる



基本計画 2

互いに支え合う地域づくり

福祉活動やボランティアへの参加の入り口がたくさん用意されている



多様な人々や組織がつながる
「まちの居場所」が生まれている



住民相互に支え合う生活支援
サポーターなどの新たな活動
が生まれている



本計画の4つの基本計画を柱に、地域の皆さんとともにめざす5年後の秦野の姿をイメージしてみました。

基本計画 3

「SOS」が発信できる・「SOS」に 応えられる仕組みづくり

身近なところに「SOS」を
受け止める人と場所がある



制度の「はざ間」をうめる
新たな取り組みや支援策
が始まっている



関係機関同士の連携が進み、
新たな課題の解決に向けた
取り組みが始まっている



基本計画 4

市民とつながる情報ネット ワークづくり

ホームページ等が工夫され、必
要な情報が入手・活用しやすく
なっている



住民や福祉施設・団体が社協
とともに、主体的に情報を発
信している



地域福祉活動や社会福祉協議会
の活動について多くの人が知っ
ている



「誰もが豊かに安心して暮らせるはだの」の実現をめざして

秦野市社会福祉協議会では、この度令和3年度から7年度を計画期間とする第5期秦野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画を策定しました。

策定期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大により、活動計画策定の重要なプロセスである話し合いの場を設けることも難しい状況に見舞われました。

前計画では、総合相談センターの設立と地区社協の拠点整備を目標としましたが、コロナ禍で様々な行事や活動が制限される中、本計画では、「新しい生活様式」のもとで「今できること」は何か「やり方を変えて何か行動できないか」を常に考えながら策定に取り組みました。このような状況下だからこそ、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して豊かに暮らすために、人と人とのつながりの大切さと、より身近なところでの助け合いが欠かせないものであることを、改めて計画に盛り込めたのではないかと思います。

本計画では、同じ地域福祉推進のための計画である秦野市の地域福祉計画との整合性を図るため、基本理念を共通のものとししました。

また、地域福祉活動を進めるために、人と地域、仕組みとネットワークの4つを新たな形でつくり出すこと、強化することを計画の柱「基本計画」にかかげました。そして、この基本計画に沿って皆様とともに活動を進めることでめざす福祉のまちのイメージを皆様と共有するため「5年後の秦野のめざす姿」として計画書の最初のページに掲載しています。

「5年後の秦野のめざす姿」にむかって、地域の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様、「地域共生社会における福祉のあり方懇話会」をはじめ、地域部会、民生委員児童委員部会、施設部会、団体部会の皆様、アドバイザーを務めていただいた佐久大学の佐藤嘉夫教授、アンケートにご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます

令和3（2021）年3月

社会福祉法人秦野市社会福祉協議会

会 長 藤 村 和 静

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」(全社協)です。

つまり、**秦野市に暮らすすべての住民、福祉サービスを提供する事業者、福祉関係団体、ボランティアが相互に協力し、誰かを支え、また誰かに支えられ、孤立することのない住みよい地域づくりを進めていくための具体的な行動計画**と言えます。

本計画の策定にあたっては、市民意識調査の結果を踏まえた上で、活動の主役である住民一人ひとりの意見を広く反映させるため、既に地域福祉活動に取り組んでいる地域の住民や行政、専門職による懇話会、さらに、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員・社会福祉施設・ボランティア団体からなる4つの部会からの意見を集約し策定しました。

「住民主体の原則」

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進していく主体はそこに暮らす住民自身である」という「住民主体の原則」に基づき、「地域を良くしたい」という思いに寄り添い活動を進めている組織です。

2 計画の特徴

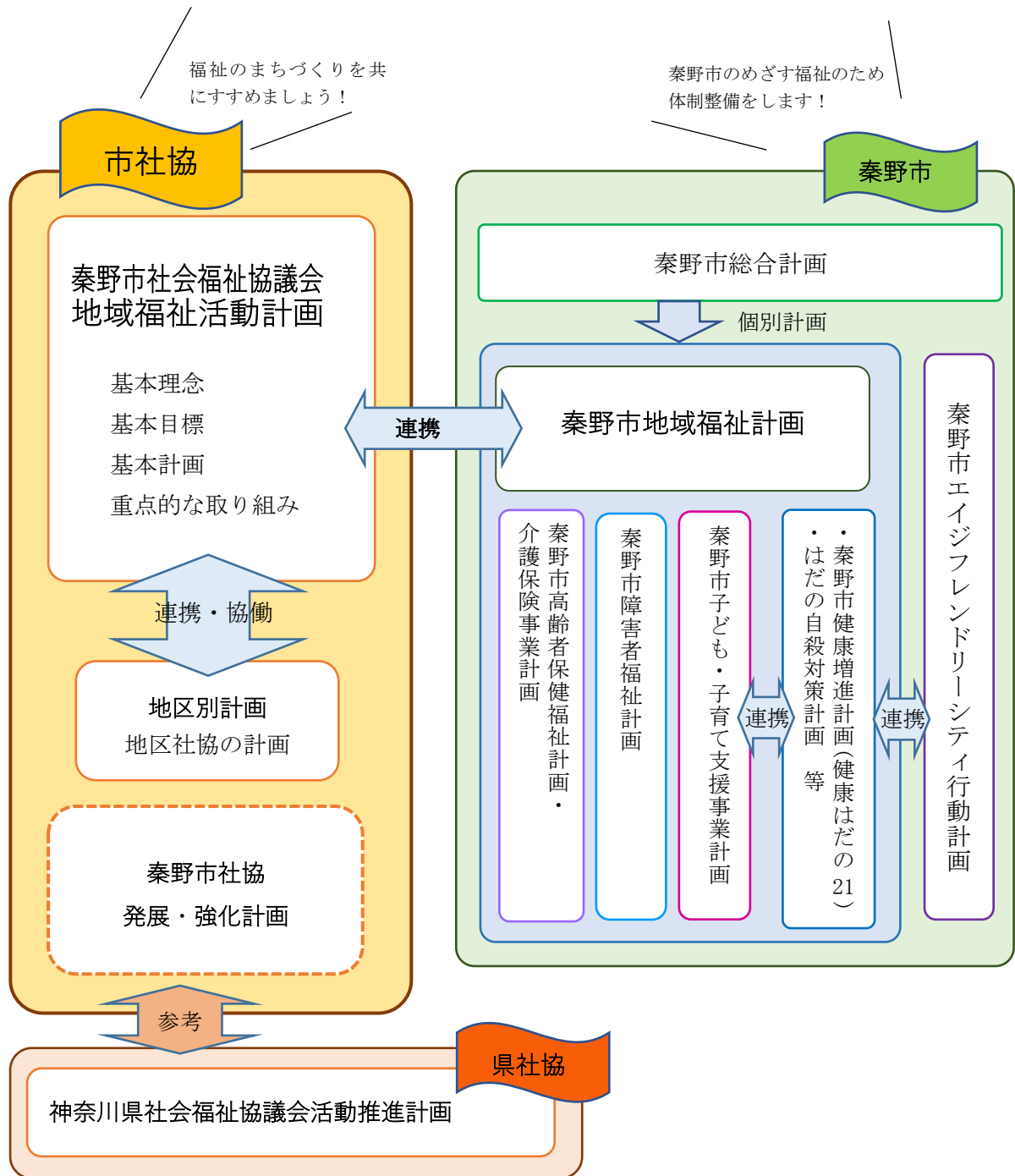
本計画の特徴として、4つの基本計画ごとに<5年後のめざす姿>を描き、現状と課題を踏まえ、具体的にどのような取り組みを推進することでめざす姿を実現できるかを検討し、策定しました。

<これまでの地域福祉活動計画と特徴>

期	計画の期間(年度)	特 徴
第5期	R3年～R7年	4つの基本計画(人づくり、地域づくり、仕組みづくり、情報ネットワークづくり)地区別計画の策定
第4期	H28年～R2年	5つの重点課題を設定 地区別計画の策定
第3期	H24年～H27年	4つの重点目標を設定 地区社協の共通計画の策定
第2期	H19年～H23年	7つの基本課題への取り組み 地区別福祉目標の策定
第1期	H8年～H12年	市社協事業に関する5か年計画

3 計画の位置づけ

本計画は、市の行政計画である「第4期秦野市地域福祉計画（令和3年度～令和年度）」との整合性を保ち、基本理念『地域で共に支え合い 全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの』を共通のものとして策定されたものです。



※市の計画については秦野市地域福祉計画の「2 計画の性質と位置付け」を基に作成しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5ヶ年です。本計画は2部制であり、第2部は6地区の地区社会福祉協議会が主となって策定する地区別計画です。地区別計画は令和3年度を策定期間とし、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4ヶ年を計画の期間とします。

年 度	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
秦野市社協 地域福祉活動計画			第 5 期 (5 年)				
地区別計画			策定期間	第 4 期 (4 年)			
秦野市地域福祉計画			第 4 期 (5 年)				
秦野市総合計画			はだの 2 0 3 0 プラン 前期基本計画 (5 年)				
秦野市エイジフレンドリー シティ行動計画			第 1 期 (5 年)				
秦野市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第 8 期 (3 年)				
秦野市障害者福祉計画		第 5 期 (5 年)					
秦野市子ども・子育て支援 事業計画		第 2 期 (5 年)					
はだの男女共同参画プラン			第 4 期 (5 年)				
秦野市健康増進計画 (健康はだの 2 1)	第 4 期 (5 年)						
はだの自殺対策計画	第 1 期 (5 年)						

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 計画策定の背景

(1) 今、地域（秦野）では…

市社協の「地域共生社会における福祉のあり方懇話会」及び地域・民生委員児童委員・施設・団体の4部会からの意見及び高齢者支援センターへのヒアリング調査結果をもとに「秦野市の地域福祉活動の今」をまとめました。

- ・ 自尊心や羞恥心から誰かに「助けて」と言えないのでは？
- ・ 障害のある人やその家族には差別を受けるのではないかという危惧があるのでは？
- ・ 福祉の「弱者救済」というイメージを払拭してほしい

福祉の世話にはならん！

私よりも大変な人がいるのだから我慢しよう

こんなことで人に迷惑をかけられない…

- ・ 地域福祉の重要性はどれだけの市民に理解されているだろう？

市民の意識

- ・ 高齢者が孤立しない「まち」にしたい…
- ・ 精神障害のある人はその障害特性から地域で孤立している人が多いと思う

これまでサロンに来ていた人がコロナを機に家に閉じこもってしまって…

1週間、誰とも話していないなあ

社会的孤立

障害者の家族は何ができるのかアドバイスがほしい

- ・ 親族亡き後も障害のある人が住み慣れた地域で暮らしていけるようになってほしい

親亡き後

- ・ 地域の中に癒しの場を！
- ・ 子ども連れで気軽に立ち寄れる場所がほしい
- ・ 自治会館をもっと有効に活用したい
- ・ 子育てサロンに参加するとホッとする。就学後も参加したい
- ・ 今よりも活動の規模（範囲や単位）を小さく

集う場・居場所

- ・買い物や通院を近所同士で助け合えたら…
- ・身寄りのない高齢者の身元保証の仕組みがあれば…
- ・ゴミ置き場までゴミを持っていくのが大変そう
- ・遅くまで外で遊んでいる子がいて心配
- ・引っ越してきたばかりで、子どものことを頼める人がいない
- ・お隣のおばあさん、新聞や電話などの勧誘業者が頻繁に出入りしているみたいで心配

日常的な困りごと

ひとり暮らしだと
病気になった時
が心配で…

役所からの通知
が難しくてよくわ
からないわ…

- ・いざというときにどこへ行けばいいのかわかるとよい
- ・相談機関は増えたが、「どこに相談してよいのか」を相談したい
- ・いろいろな状況を想定して窓口を整備してほしい

身近な相談窓口

友だちに子育てや
介護疲れの悩み
を相談するのは気
が引けて…

- ・高齢になっても働かなければならない世の中になったら、ますます地域活動の担い手が減ってしまうのでは？！
- ・地域福祉活動に自治会員以外の人も参加してもらうために、地域の組織や役員としてだけでなく、住民全てが地域貢献をしているのだと意識できる社会になれば…
- ・多くの人が地域とつながる必要性を実感するには？
- ・積み上げてきた当事活動が、後継者がいないことで途絶えてしまうのが残念…

自治会加入率を
上げる取り組み
を考えてほしい

仕事を持っている
人でも地域活動に
参加できるようにす
るためには？

若い世代が興味をもって
参加できるコミュニテ
ィづくりができないかしら

担い手・後継者不足

- ・自分たちが先輩から引き継ぎ培ってきたボランティアの経験を次世代につなぎたい
- ・思いやりと優しさを持つ元気な子どもを育てたい
- ・次世代を担う人たちへの福祉教育を充実させてほしい

福祉教育

私たちの活動を必要
としている人がいるう
ちはボランティアを
続けたい

（２）地域共生社会の実現に向けた市の取り組み

秦野市では、国が進める「地域共生社会の実現」に向けて、これまでの公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換する「包括的な支援体制の構築」と「みんなで支えあう地域づくり」を基本目標に掲げ、令和３年度から５年間を計画期間とする地域福祉計画を策定しています。市社協もこの「地域福祉計画」との連携を意識して「地域福祉活動計画」を策定しました。

（３）地域福祉、地域共生社会とSDGｓの関係性

SDGｓとは国連が掲げる国際目標「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」を略したものです。

地域福祉の理念が「持続可能で多様性と包括性のある地域社会の実現」というSDGｓの理念に沿ったものであることから、本計画における取り組みが地域福祉推進の基盤となる「持続可能な社会」の実現に向けたSDGｓの取り組みや世界の動きなどとも連動することを意識して策定しました。

（４）本計画に求められているもの

本計画は、秦野市の地域福祉計画と理念を共有しつつ、地域福祉の推進主体の中核組織として、住民参加の取り組みを基盤に、地域住民や社協会員といった多様な主体と連携・協働しながら、先に示した地域の課題の解決にどのように取り組んでいくのかを示した５か年の行動計画です。

2 前計画（第4期）の成果と残された課題

社会福祉協議会では、平成28年度から令和2年度を計画期間とした「第4期地域福祉活動計画」（以下「前計画」）を策定し、5つの重点課題に基づいて具体的な取り組みを進めてきました。

本計画を策定するにあたり、この5つの重点課題ごとに前計画の成果と本計画に反映させるべき点を次のとおり整理しました。

（1）前計画（第4期）の成果と残された課題～

前計画の5つの重点課題

- ① 地域福祉を推進するための福祉教育を進めます。
- ② 「誰もがSOSを発信できる地域づくり」のためにご近所福祉活動を推進します。
- ③ 総合相談体制の整備と機能強化を図ります。
- ④ 生活支援サービス・活動の充実を図ります。
- ⑤ 地域福祉を推進するための情報発信の充実を図ります。

重点課題1 地域福祉を推進するための福祉教育を進めます。

- ①福祉教育サポーターの養成
- ②福祉教育・福祉体験プログラムの提案
- ③福祉活動に関する学習機会・教材の提供
- ④多様な福祉人材の育成

<成果と残された課題>

学校における福祉教育については、年間20回以上の福祉教室の開催や地域住民の協力を得て実施した福祉体験プログラムなどにより、一定の成果をあげてきました。これらの学びの成果をさらに学校や地域における実生活の中で互いの違いを認め、受け止め合う態度へと結びつけていくためには、子どもたちの成長過程に沿ったプログラムづくりが必要です。単なる体験にとどまらず、子どもたちが地域の一員として主体的に行動できる大人へと成長できるよう、教育委員会や実践校との連携を密にし、さらに社協の持つプログラムの企画や提案の機能を高めていくことが求められています。

大人の学びについては、計画に基づき、学習機会の提供や動画制作に取り組みましたが、全体的に、もともと関心の高い層へのアプローチにとどまってしまっていたと言えます。地域福祉活動の社会的な役割だけでなく、活動への参加動機など個人的な要件にも着目していく必要があります。そのためにも、「知る」から「行動」へ結びつける「人と人とのつな

がり（関係性）」をどう生み出すか、また、核となる人材をいかに確保・育成していくかが課題となります。



小中高校での福祉教室



福祉施設での体験学習



福祉体験プログラム
「出会い・発見・まち探検」

重点課題2 「誰もがSOSを発信できる地域づくり」のためにご近所福祉活動を推進します。

- ①サロンの運営支援
- ②地区ボランティアセンターの設置
- ③多様な世代が活躍できる地域福祉活動の創出
- ④身近なところでの相談支援体制の整備

<成果と残された課題>

サロン活動の支援は、第3期計画以降、重点として取り組んできた課題であり、サロン連絡会の開催や活動紹介冊子の作成を行ってきました。この度のコロナ禍においても実態調査や情報提供などを行いましたが、高齢者や子育て世代などが日常生活圏域でつながり合う「地域の居場所」の確保のため今後も継続した支援が求められています。

地区ボランティアセンターの設置については、地区社協の拠点整備とともに順次進めていく予定でしたが、カバーするエリアの広さや役員の負担増、地域課題と活動のミスマッチなどの課題により実現に至りませんでした。これからの地域福祉活動の展開を考えるうえで、新たな視点や方法で、住民相互の緩やかな支え合いの仕組みを考え直す必要があります。

地域福祉活動への参加機会の創出を目的に講演会等を、多様な世代、特に元気高齢者にターゲットを絞って開催してきましたが、ここでも「知る」から「行動」へ結びつける「人と人とのつながり（関係性）」をどう生み出すかが大きな課題となっています。

「青空サロン」（屋外開催）
コロナ禍でのフレイル予防や感染予防対策と
ともに地元商店の弁当を販売しました



重点課題3 総合相談体制の整備と機能強化を図ります。

- ①福祉課題の早期発見の仕組みづくり
- ②相談業務に関するネットワークの構築
- ③相談援助技術の向上
- ④対応すべきニーズの把握

<成果と残された課題>

身近な地域での相談窓口としてサロン活動や「まちかど福祉相談室」などの取り組みが徐々にアウトリーチの役割を発揮しつつありますが、さらに早期発見へと結びつけるためには地域支援の「コーディネーター役」となる社協の地区担当職員の役割を明文化していくことが必要となっています。

相談体制の整備については、地域福祉総合相談センター『きゃっち。』設置以降、相談員の資質向上を図りながら、社協の持つ様々な支援策を組み合わせた相談活動を展開してきました。また、生活困窮に係る相談業務の委託拡大に伴う組織改編や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活福祉資金の特例貸付業務への対応などが求められた5年間でした。

今後は、内部連携だけでなく、長引くコロナ禍での伴走型の支援のあり方や複合的な課題に対し、これまで以上に他機関との連携強化などが課題となっていきます。

支援機関同士の相互理解を深め、変化する社会情勢の中においてもスムーズな相談支援を行うために、まずは現状の相談実績の検証作業を進める必要があります。

また、権利擁護に関する取り組みにおける「保証機能」の整備など、新たな課題への対応策が求められています。



西地区まちかど福祉相談室

重点課題4 生活支援サービス・活動の充実を図ります。

①買い物支援の事業化

地域の中の新たな生活課題に対する具体的な生活支援の取り組みとして、買い物支援事業をモデル事業として検討することを目標に掲げましたが、計画期間中の実施には至りませんでした。現在、市内各所で住民が中心となった買い物支援活動が立ち上がっていますが、次期計画においては、これらの実態把握を進めるとともに、活動の圏域を見直し、地区社協

圏域から、小学校区または単位自治会圏域に活動の場を移して、より身近なエリアでの日常のちょっとした困りごとを支える生活支援の仕組みづくりを進める必要があります。

重点課題5 地域福祉を推進するための情報発信の充実を図ります。

- ①若い世代をターゲットにした情報発信
- ②住民参加による情報発信や運用
- ③市社協と会員との情報に関する連携強化

<成果と残された課題>

SNSを活用した情報発信に取り組み、徐々にフォロワーも増えてきています。

またコロナ禍では、今まで以上に福祉現場の声やボランティアの声を発信し、新たな層へ社協活動やボランティア活動、福祉の現場の実情を伝えることができました。これらの動きを一時的なものとせず、これらの経験を今後の情報発信に活かしていく必要があります。

SNSのフォロワーはまだまだ関係者中心で若年層の獲得にまでは至っていません。重点課題1でも触れたように社会的役割だけを押し出すのではなく、「面白さ」「楽しさ」などのメッセージを発信していくこと、また、ここでも「知る」から「行動」へ結びつける「人と人とのつながり（関係性）」をどう生み出すかが課題となっています。

ツイッター 平成29年度開始
フェイスブック 平成30年度開始
インスタグラム 令和2年度開始



（２）前計画（第４期）から本計画（第５期）に引き継ぐ課題

前計画の５つの重点課題における残された課題は次のとおり本計画に引き継ぎます。

前計画	引き継ぐ課題	本計画
重点課題 1	・子どもの育ちに応じた継続性のあるプログラム作成 ・大人の学びの場づくり	基本計画 1 へ
重点課題 2	・既存の組織支援の強化と、地域福祉活動への新たな住民層の参加促進	基本計画 2 へ 地区社協支援計画 へ
重点課題 3	・複合的な課題解決に向けた関係機関との連携強化 ・相談実績の検証	基本計画 3 へ
重点課題 4	・生活支援サービス・活動の充実	基本計画 2 へ
重点課題 5	・「楽しさ」「面白さ」に着目した広報活動の展開	基本計画 4 へ

3 今回の計画策定のポイント

今回の計画は次の視点を重視しながら策定しました。

○ コロナ禍・コロナ収束後における地域福祉活動

～新たな生活様式を見据えて～

本計画策定中の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大、それに対応した緊急事態宣言の発令、イベントの開催制限など、先の見通せない不安を抱えて過ごした1年でした。

この状況はさらに長期化の様相をみせており、人と人とが距離をとることが求められることで、社会的に孤立する人々が増え、より身近なところでの支え合いが重要になってきています。対面によらない支え合いの手段としてのオンライン環境の整備などのハード面の課題はありますが、コロナ禍でも継続可能な地域福祉活動の進め方やコロナ収束後における地域福祉活動についても意識しながら、ICTソーシャルメディアの活用なども含めた新たな地域のつながりづくりについても検討を進めました。

○ 活動対象の明確化

事業展開・活動展開において、より高い効果を得るため、「関心の低い層」「関心はあるが参加できない（していない）層」「活動層」など、活動の対象別にねらいと手法を設定することを意識して計画づくりに取り組みました。

また、コロナ禍が長引くことで、さらに孤立する人や厳しい経済状況に追い込まれる人が増えることが予想されるため、支えを必要とする人が今まで以上に広がっていくことを想定して検討を進めました。

○ 地域課題発見の方策

生活問題が深刻化する前に早期発見できるよう、地域のキーパーソンと「顔の見える関係」を築きながら、アウトリーチ※による課題発見の方策を意識した地域支援を進めます。

※アウトリーチとは、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、生活問題を抱えながら福祉の支援を受けていない人に情報を届けたり、支援したりすることで課題を解決する取り組みのことです。

○ 適切な広さ （活動のエリアとしての地域）

本計画ではいろいろな意味で「地域」という言葉が使われています。

「地域」の広さは、次の段階に分けることができます。（図1）

それぞれの取り組みごとに、その取り組みにあった適切な広さの「地域」を意識した地域支援や事業を進めます。

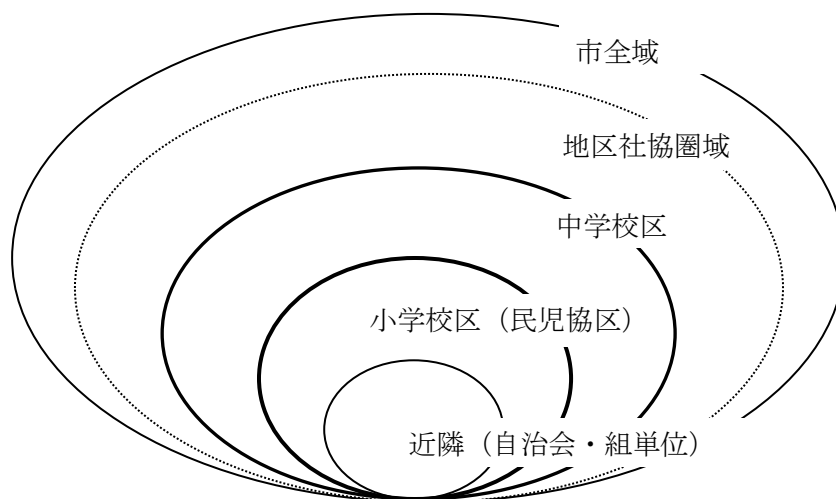


図1 活動のエリア

表1 活動のエリアと活動例

自治会	小地域福祉座談会、見守り活動、ふれあいサロン、買い物支援などの家事援助、ゴミ出し、散歩や通院の付き添いなど
小学校区域	福祉座談会、福祉講座等の学習会、福祉マップ作り、一人暮らし高齢者の集い、ふれあい会食会、地区ボランティアセンターの開設、地区福祉活動計画づくり、ふれあいサロン、ゴミ出し、外出介助など
中学校区域	地区福祉大会、リーダー研修会、リーダー連絡会
全市域	社会福祉大会、啓発パンフレットの作成、地域間の小地域福祉活動組織の交流会、小地域活動マニュアルの発行など

「小地域福祉活動の推進に関する検討委員会報告書（全国社会福祉協議会）」を基に作成。

○ 福祉サービスと福祉活動

基本的に、国や市が責任をもって提供すべき福祉サービスと、地域住民の自主的・任意的な福祉活動とでは、目的や対象が異なることはいうまでもありません。本計画では、住民による福祉活動が、単なる福祉サービスの補完や請負にならないよう、対応すべきニーズを明確にしながら、住民による福祉活動と公的な福祉サービスとの連携が進むよう検討を進めました。

○ 地域共生支援センター（秦野市）との連携

秦野市は、本計画と計画期間を同じくする「第4期秦野市地域福祉計画」の中で、複雑・多様化する生活課題の解決にむけた庁内の横断的な仕組みとして、新たに「地域共生支援センター」を開設し、「秦野市相談支援包括推進会議」を開催することで「包括的な支援体制づくり」を進める、としています。

本計画においても、この市の動きを受け、共に地域福祉を推進する組織として生活課題の解決に向けた「地域共生支援センター」との役割分担や連携などについても併せて検討しました。

第3章

I 基本理念

地域で共に支え合い
全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

秦野市が策定する「地域福祉計画」と市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する上で両輪となる計画です。本計画では、同じ目標に向かって進めるよう、秦野市の地域福祉計画と共通の基本理念を設定しています。

私たちが考える「地域で共に支え合う」とは、住民一人ひとりが孤立することなく、誰かを支え、また誰かに支えられている関係のことであり、「全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」とは、すべての人が人としての尊厳と基本的人権が守られ、住民同士が互いに出会い・ふれあい・つながる中で心豊かに暮らせる地域社会です。

社会福祉協議会は、これまで、地域住民、ボランティア・NPO、民生委員児童委員、社会福祉法人、福祉施設とともに、誰もがいきいきと安心して暮らせる福祉コミュニティの構築をめざし、つながりづくりを進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との互いに距離を取ることが求められ、これまでのような福祉活動を展開できない状況にあります。また、誤解や偏見による感染者や感染拡大地域への非難や差別など、心の分断を招く悲しい出来事が各地で起こっています。

このような状況だからこそ、互いを尊重し、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さを改めて確認し合う必要があります。

Ⅱ 基本目標

私たちが考える「地域ともに支え合い、全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」を実現するために、次の3つの基本目標を設定しました。

○ 住民一人ひとりの参加による福祉のまちづくり

すべての人が社会の一員として互いを認め合い、一人ひとりが役割を持てる地域社会をめざします。

○ 誰もが地域のつながりの中で安心して暮らせる地域社会の構築

地域の人間関係の豊かさ（ソーシャル・キャピタル※）の醸成と地域活動の活発化の好循環をめざします。

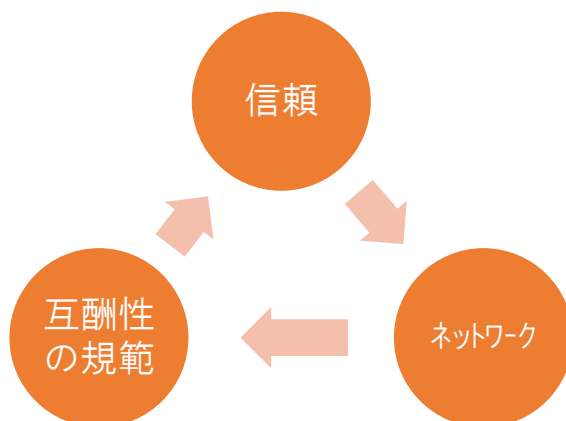
○ いつまでも住み続けられる福祉コミュニティの実現

誰もが子育てや介護が必要になっても住み慣れた地域でこれまでの暮らしを続けられるような福祉コミュニティをめざします。

※ソーシャル・キャピタル

ソーシャル・キャピタルとは「人間同士の社会的なつながり」「社会関係資本」とも訳されており、近年、「地域の力」「住民の底力」をあらわす言葉としても使われています。

人と人とのつながりは、電気・ガス・水道や通信機器、鉄道といったライフラインと同様に、私たちが日常生活を送るうえで欠かせない社会資本の一つだという考えです。



Ⅲ 計画の体系

基本理念

基本目標

基本計画

地域で共に支え合い 全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

○ 住民一人ひとりの参加
による福祉のまちづくり

○ 誰もが地域のつながり
の中で安心して暮らせる
地域社会の構築

○ いつまでも住み続けら
れる福祉コミュニティの
実現

P28

福祉の心と人づくり
～福祉教育の推進と
福祉人材の確保・育成～

P34

互いに支え合う地域づくり
～地域福祉活動の主体と母体の
強化・拡充～

P39

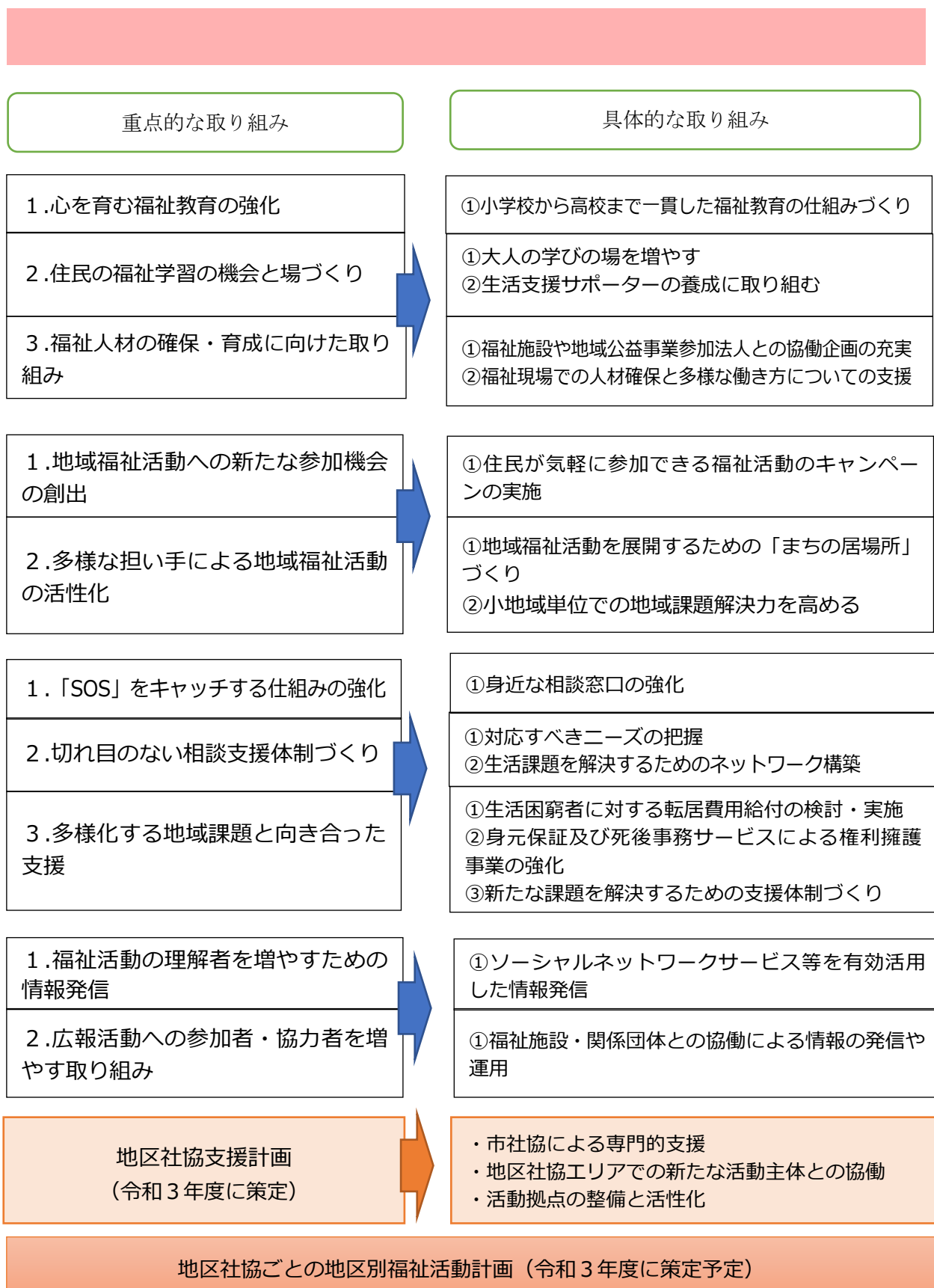
「SOS」が発信できる・「SOS」
に応えられる仕組みづくり
～様々な支援の強化・拡充～

P45

市民とつながる
情報ネットワークづくり
～地域福祉を推進するための情報発信～

第2部（別冊）

地域の特性に沿った
地域福祉活動の展開



第4章 取り組みの推進

基本目標に紐づく4つの基本計画ごとに、計画期間で行っていく取り組みを示します。

基本計画1 福祉の心と人づくり

～福祉教育の推進と福祉人材の確保・育成～

基本計画2 互いに支え合う地域づくり

～地域福祉活動の主体と母体の強化・拡充～

基本計画3 「SOS」が発信できる・「SOS」に応えられる仕組みづくり

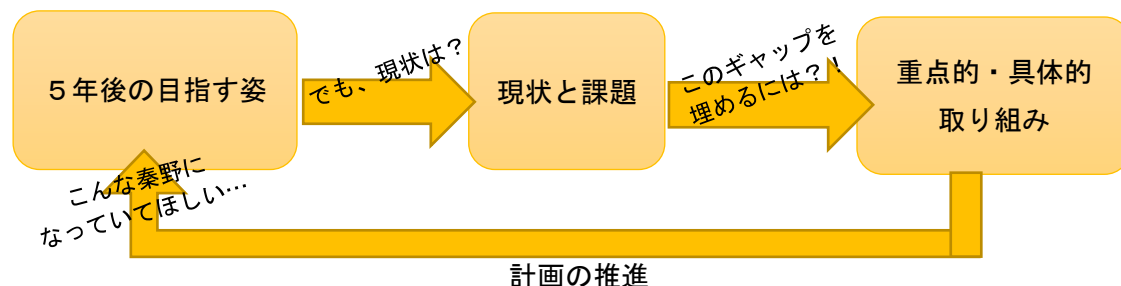
～様々な支援の強化・拡充～

基本計画4 市民とつながる情報ネットワークづくり

～地域福祉を推進するための情報発信～

■ 第4章「取り組みの推進」の構成の説明

本計画の柱となる4つの「基本計画」ごとに次の流れで構成されています。



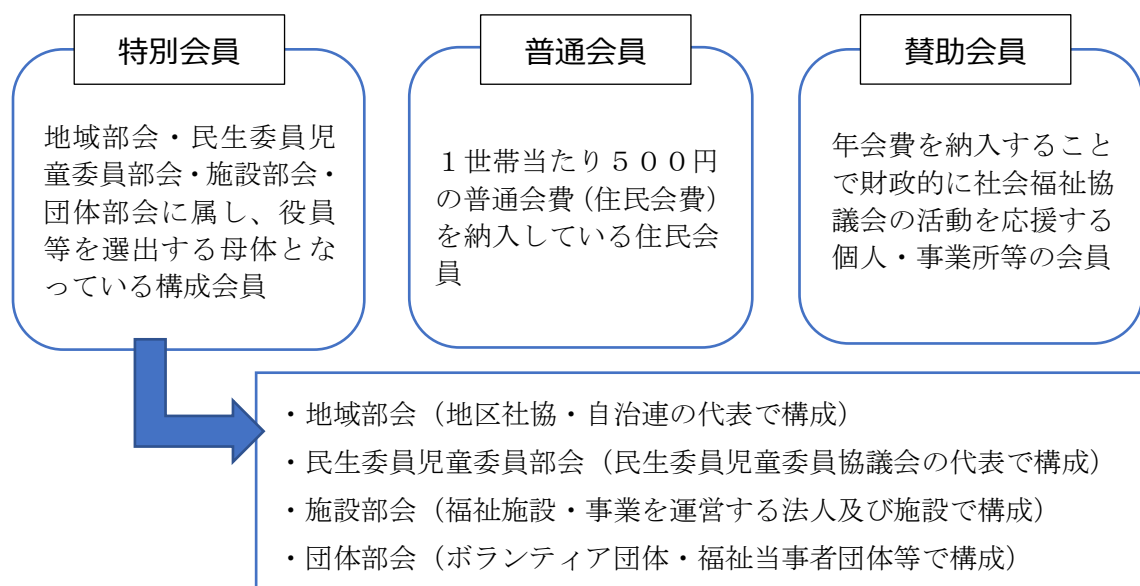
■ 取り組みの整理

本計画における「具体的な取り組み」を主体別に整理し、マークを付けました。

- ① 社協が会員とともに進めるもの
- ② 社協と会員が協働で企画し進めるもの
- ③ 会員の活動を社協が後押しするもの



ここで言う「会員」とは、社会福祉協議会の会員のことです。
社会福祉協議会の会員は次の3つに分類されています。



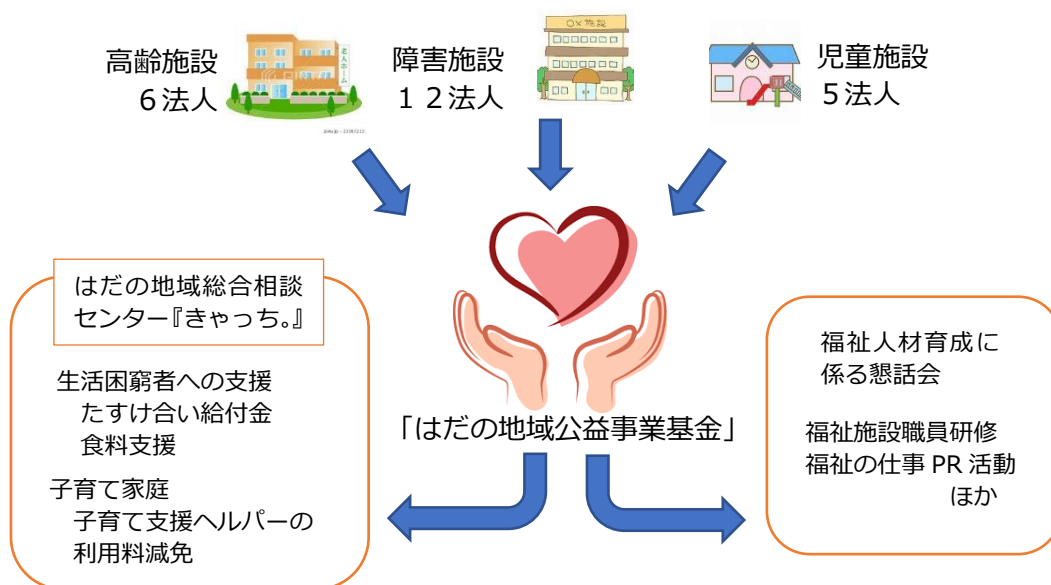
また、特別会員のうち、施設部会の会員が中心となり取り組んでいるのが、地域公益事業

です。この「はだの地域公益事業基金」を財源とした取り組みには  をつけました。

あなたの暮らしを守ります！「はだの地域公益事業基金」

平成 28 年度に国が進める社会福祉法人の制度改革に先駆けて、市社協と市内に社会福祉施設を有する複数の社会福祉協議会法人等による施設部会が中心となり、地域公益事業に取り組むための「はだの地域公益事業基金」を設立しました。

この基金は、狭間のニーズに対応する「たすけ合い給付金事業」や、低所得者に対する法外ヘルパー派遣事業の利用料免除など、既存の制度では対応できない地域の福祉課題の解決のために役立てられます。



■ 市社協が取り組んできた事業

それぞれの課題に対し、これまで市社協が取り組んできた事業で、今後も継続していく予定のものを掲載しています。

■ 会員みなさんが取り組めること

それぞれの取り組みについて、「会員みなさんが取り組めること」を具体的にイメージしやすいよう「たとえば…」と活動や参加方法を例示しています。

基本計画1 福祉の心と人づくり

～福祉教育の推進と福祉人材の確保・育成～

<5年後のめざす姿>

子どものころから福祉について考え、学ぶ環境が整っている
まちのあちこちに大人も福祉について学ぶ場がある
福祉人材の確保・育成に現場の人たちが主体となって取り組んでいる

<現状と課題>

小中学校における福祉教育は、過去の活動計画においても重点的に取り組み、実践としても定着してきていますが、さらにこれらの取り組みから子どもたちの中に、福祉に対する価値や意識が積み上がっていくことをめざすためには、子どもの育ちに応じた継続的・系統的なプログラムと支援の体制整備が必要です。

大人の学びの場に関しては、これまで社協が取り組んできた「小地域出前講座」や「地域活動コアメンバー発掘講座」などの学びの場をひとつのプログラムとして終わらせることなく継続的・段階的な地域福祉を支える人材の確保・育成に取り組む必要があります。

<重点的な取り組み>

1. 心を育む福祉教育の強化

次世代を担う若年層への福祉教育として、現在行っている小中学校・高校における福祉教育をさらに充実・強化していく取り組みを進めます。

<具体的な取り組み>

(1) 小学校から高校まで一貫した福祉教育の仕組みづくり



福祉の学びが子どもたちの中にしっかりと根付くよう、今まで以上に教育委員会や実施校との連携を密にし、学校としての取り組みやすさを考慮した上で、子どもたちの成長過程に合わせた段階的かつ世代間交流を取り入れた福祉体験プログラムを提案します。

■ 市社協が取り組んできた事業

①福祉教育指定校	小中学校それぞれ3校を指定し、補助金交付と取り組みへの助言等を行った。
②福祉教室	福祉教育指定校の指定によらず、小中学校が行う福祉教育の取り組みに対し、出前方式で講師派遣やプログラムの提供を行った。
③福祉体験プログラム 「出会い・発見・まち探検」	福祉に対する正しい理解を深めるため、障害のある人を含む地域の大人と子どもたちで、まち探検を行った。
④中学生ボランティア体験学習	福祉教育指定校である中学校3校を対象に高齢者施設において生徒のボランティア体験を行った。
⑤高校生保育ボランティア体験	高校生を対象に保育園においてボランティア体験を行った。
⑥高校生職場体験ボランティア (平成30年度新規)	高校生を対象に高齢及び障害の施設においてボランティア体験を行った。
⑦教育機関との連携	教育委員会主催の会議・研修会への参加・協力をした。

＜重点的な取り組み＞

2. 住民の福祉学習の機会と場づくり

福祉のまちづくりのための戦略の一つとして、福祉に関して「関心の低い層」「関心はあるが参加できない（していない）層」「活動層」の3層に分類し、それぞれの層に対し、「大人の学び」の機会と場づくりのための取り組みを進めます。

まずは、「理解者」を増やし、そこから活動への「協力者」として関わりを生み出し、さらに「実践者」、「リーダー（けん引役）」へと発展していくことをめざします。

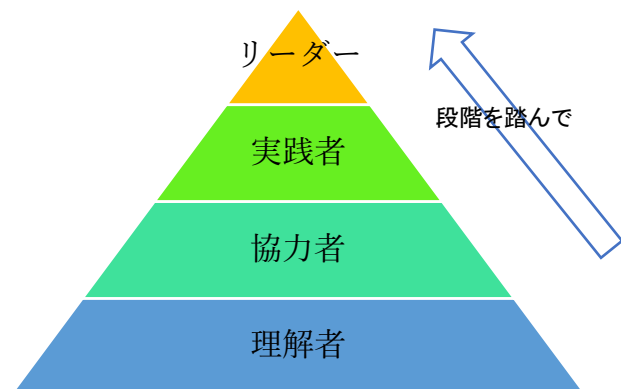


図1 大人の学びの対象

＜具体的な取り組み＞

（１）大人の学びの場を増やす



地域の福祉課題及び地域福祉活動に対する新たな理解者を増やすため、親子でともに福祉価値についての理解を高めていくことのできる場として、福祉体験講座を実施します。

また、企業や商店などを対象に従業員に向けた福祉研修プログラムを作成、または共同で開発し、提供・実施を図ります。

図2 ボランティア活動経験の有無

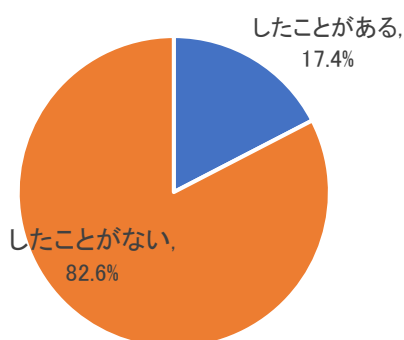
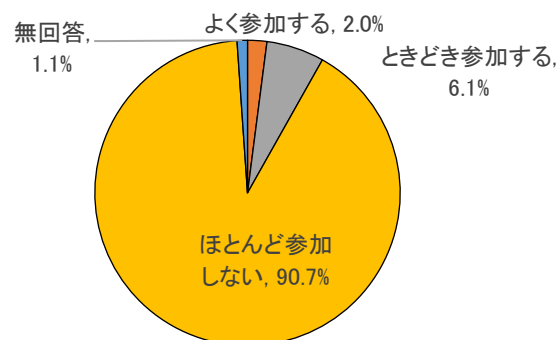


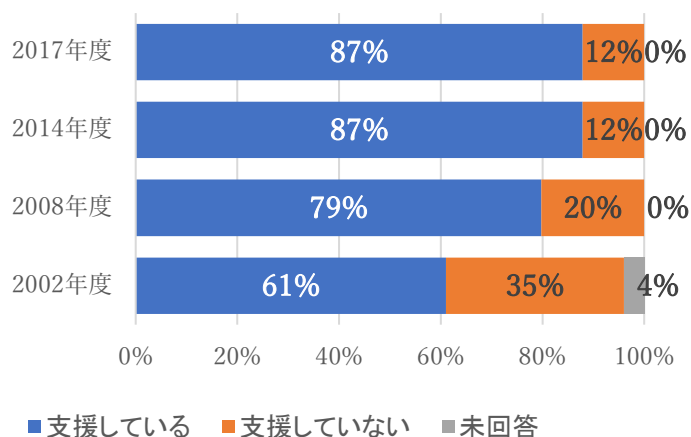
図3 地域福祉活動に参加しているか



出典：「市民の社会貢献に関する実態調査」内閣府（H28）

「地域福祉に関する市民意識調査」秦野市社会福祉協議会（R2）※回答数 637 件

図4 社員の社会貢献活動に対する支援の有無



「支援している」企業における具体的な内容（複数回答）

- ・ボランティア休暇・休職、表彰等の制度導入
- ・ボランティア活動の機会を提供
- ・ボランティア活動の情報を提供
- ・金銭的な支援（含 ボランティア保険の加入料負担）
- ・物資の提供
- ・施設の開放
- ・勤務時間内の活動を許可
- ・寄付や活動支援のための給付天引きシステムの導入
- ・社員ボランティア組織の設置

出典：「社会貢献実態調査報告書」（一般社団法人日本経済団体連合会）

※「構成比（%）」は、「項目別回答企業数／調査回答企業数（353 社）」

（2002 年度：338 社、2005 年度：447 社、2008 年度：408 社、2011 年度：437 社、2014 年度：378 社、2017 年度：353 社）

■ 市社協が取り組んできた事業

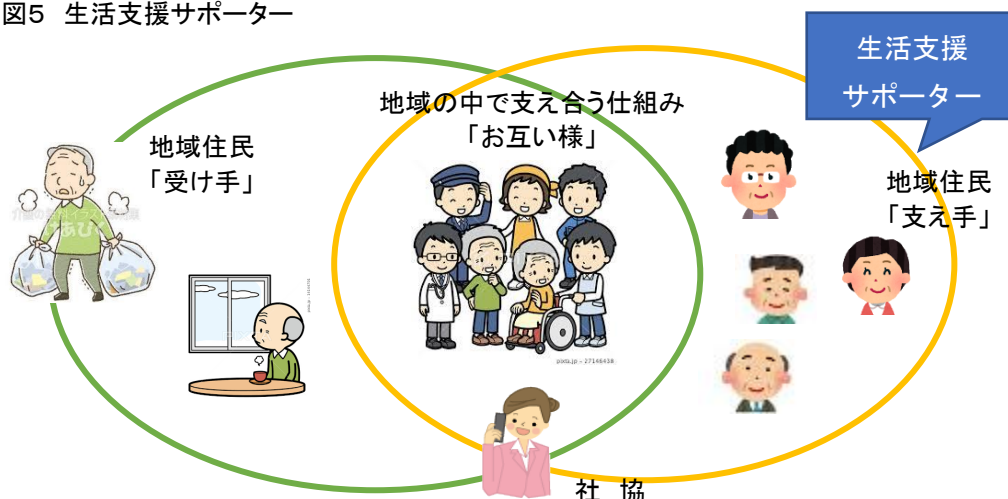
①出前講座	自治会や地区社協等からの依頼に応じ、地域福祉の考え方や具体的な活動方法等について出前方式で講座・研修会を行った。
②ボランティア講座	手話・点訳・録音・外出支援・傾聴などの技術ボランティア講座や入門講座を開催した。
③地域活動コアメンバー発掘講座	地域活動のリーダー育成のため実践的な内容の講座を行った。

(2) 生活支援サポーターの養成に取り組む



今、求められている福祉活動と潜在的な活動者を結びつけるため、孤立化が進む地域社会を支えるインフォーマルな支援を担うボランティアとして、日常的な困りごとを住民同士で支える「生活支援サポーター（図5）」の養成講座を開催します。

図5 生活支援サポーター



※参考「高齢者のための便利屋」一般財団法人えんがお

■ 市社協が取り組んできた事業

①ボランティアコーディネーター・ニーズ対応チーム研修	地域福祉活動の担い手であるボランティアコーディネーター及びニーズ対応チーム員に対し、その役割や機能、具体的な手法についての研修会を行った。
②地域活動コアメンバー発掘講座	地域活動のリーダー育成のためフィールドワークも含めた実践的な内容の講座を行った。

＜重点的な取り組み＞

3. 福祉人材の確保・育成に向けた取り組み

福祉現場の人たちとともに、福祉現場を支える人材の確保・育成の取り組みの充実をめざします。

＜具体的な取り組み＞

（１）福祉施設や地域公益事業参加法人との協働企画の充実



福祉現場の人材の維持・確保に向け、施設部会員の主体性を活かした連絡会や研修会の企画実施を進めるとともに、次世代育成だけでなく、エッセンシャルワーカー※としての福祉の仕事への理解者を増やすため、その仕事内容や現場で働く人を紹介する活動を充実していきます。

※エッセンシャルワーカーとは、英語で「必要不可欠な」を意味するエッセンシャルと、「労働者」のワーカーを組み合わせた言葉で、人々が生活する上で欠かせない業務に従事する労働者のことを言います。

■ 市社協が取り組んできた事業

①福祉人材育成にかかる懇話会（平成28年新規）	「はだの地域公益事業」に参加する社会福祉法人とNPO法人とともに福祉人材の確保・育成に向けた事業の企画・運営を行った。
②福祉施設職員研修（平成29年新規）	「はだの地域公益事業基金」を財源に福祉施設職員を対象とした研修会を開催した。
③福祉のお仕事PR活動（平成29年新規）	地域の自治会や地区社協等からの依頼に応じ、地域福祉の考え方や具体的な活動方法等について出前方式で講座・研修会を行った。



福祉施設職員研修



福祉のお仕事紹介パネル展



秦野曽屋高校で
福祉のお仕事を PR

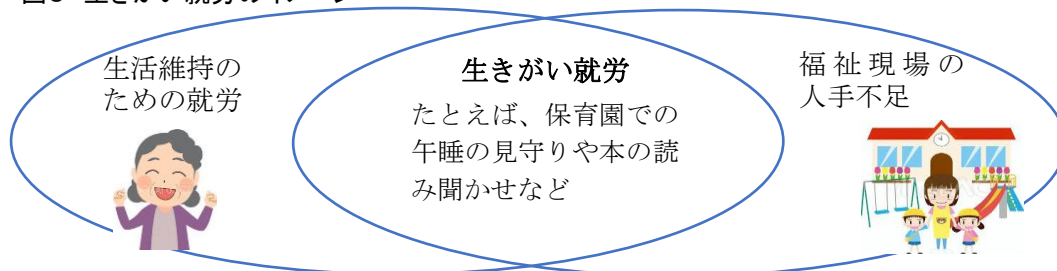
（２）福祉現場での人材確保と多様な働き方についての支援



福祉現場の人材不足解消のため、多様な人材による柔軟な働き方を支援する方法について、現場の協力を得ながら検討します。

現役をリタイアした高齢者の力を福祉現場とつなげることで、高齢者が社会に貢献しながら生計にも役立つような働き方などが模索されていますが、そうした働き方について、検討を進めるためのプロジェクトチームを立ち上げます。

図6 生きがい就労のイメージ



※参考：「千葉県柏市」「柏プロジェクト～いきがい就労」

<会員のみなさんが取り組めること>

たとえば

- ☐ 身近なところで協力する。
 - ・「地域活動コアメンバー発掘講座」や「福祉出前講座」を所属団体の研修会として行う。
 - ・ボランティアの実践例を紹介し合う場をつくる。
- ☐ ボランティア体験・職場実習の受け入れに協力する。
 - ・児童・生徒のボランティアの受け入れに協力する。
 - ・技術ボランティアとして市社協の福祉教育事業に協力する。
- ☐ 専門性を活かして協力する。
 - ・ゲストティーチャーとして学校の福祉の授業に協力する。
 - ・施設や団体から福祉教育サポーターとして参画する。
 - ・福祉施設職員研修に講師やアドバイザーとして協力する。
 - ・「生きがい就労」を活用して高齢者の働く機会を創出する。

基本計画2 互いに支え合う地域づくり

～地域福祉活動の主体と母体の強化・拡充～

<5年後のめざす姿>

福祉活動やボランティアへの参加の入り口がたくさん用意されている
多様な人々や組織がつながる「まちの居場所」が生まれている
住民相互に支え合う生活支援サポーターなどの新たな活動が生まれている

<現状と課題>

ここ数年で少子高齢化の加速とともに、働き方や人とのつながり方などの社会状況が変化しています。また、地域福祉活動の担い手の高齢化や活動を担う組織・団体の縮小・弱体化がさらに進んでいます。これらの担い手不足に歯止めをかけるために、より多くの住民が地域の福祉課題を「我が事」として受け止め、福祉活動に関心を寄せ、参加することできるよう、地域福祉活動推進のための環境を今以上に整えていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、人々のつながりが途切れることのないよう、新たな生活様式をふまえた地域福祉活動のあり方を見出していくことが求められています。

<重点的な取り組み>

1. 地域福祉活動への新たな参加機会の創出

住民一人ひとりが「出番」と「役割」をもって地域で活躍できるよう、住民の福祉に対する関心を喚起し、多くの住民が福祉活動に参加する新たな「きっかけ」「仕組み」づくりに取り組みます。

<具体的な取り組み>

(1) 住民が気軽に参加できる福祉活動のキャンペーンの実施



「知識や技術がないとできない」「難しそう」と思われがちな「福祉活動」について、

気軽に参加できる活動もあることを知ってもらうために、「福祉活動（参加）の日」を設け、住民が参加・活動できるよう働きかけるキャンペーンを実施します。実施にあたり、参加する福祉活動の具体的なメニューを示し、幅広く活動を知らせる機会とします。

■ 市社協が取り組んできた事業

①ボランティア相談	ボランティアに関心がある人や活動先を探している人などへの相談
-----------	--------------------------------

<重点的な取り組み>

2. 多様な担い手による地域福祉活動の活性化

多様な人々や組織と一緒に活動を展開していくため、地域福祉活動の担い手がより主体性を持って取り組めるよう専門的な支援が行える体制と集う場づくりを進めます。同時に身近な地域での「お互い様」の関係づくり・助け合いの仕組みづくりに取り組みます。

<具体的な取り組み>

（１）地域福祉活動を展開するための「まちの居場所」づくり



住民との協力や専門職との新たな協働や、様々な分野の市民団体との連携が今まで以上に求められてきています。そこで、多様な人々や組織とともに活動を展開していくため、誰もが気軽に集え、地域の情報を共有できる活動拠点を地域の中に設けます。

拠点の運営に高校生など幅広い年齢層の多様な住民の参加を求めながら、「集う場」としてだけでなく「学ぶ場」や「結ぶ場」としての活動展開を図ります。

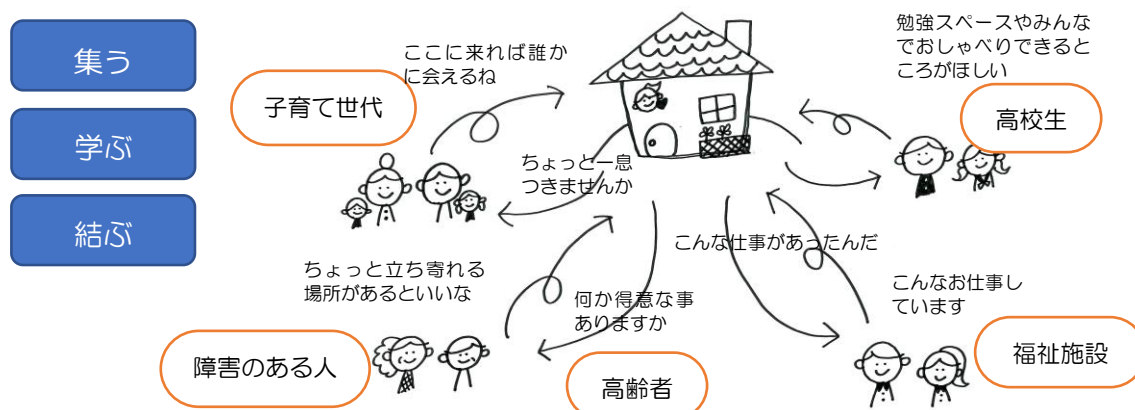


図7 「まちの居場所」のイメージ

(2) 小地域単位で地域課題解決力を高める



既存の小地域福祉活動の推進主体である地区ボランティアセンターやボランティアコーディネーター、ニーズ対応チーム等の活動を検証し、より身近な生活圏域での住民主体の地域福祉活動を展開していくための住民間での緩やかな支え合いの仕組みづくりに取り組めます。基本計画1で取り組む「生活支援サポーターの養成」後の受け皿として、暮らしの中でのちょっとした困りごとに対応するための新たな支え合い活動の仕組みづくりに取り組めます。

図8 活動エリアの見直し

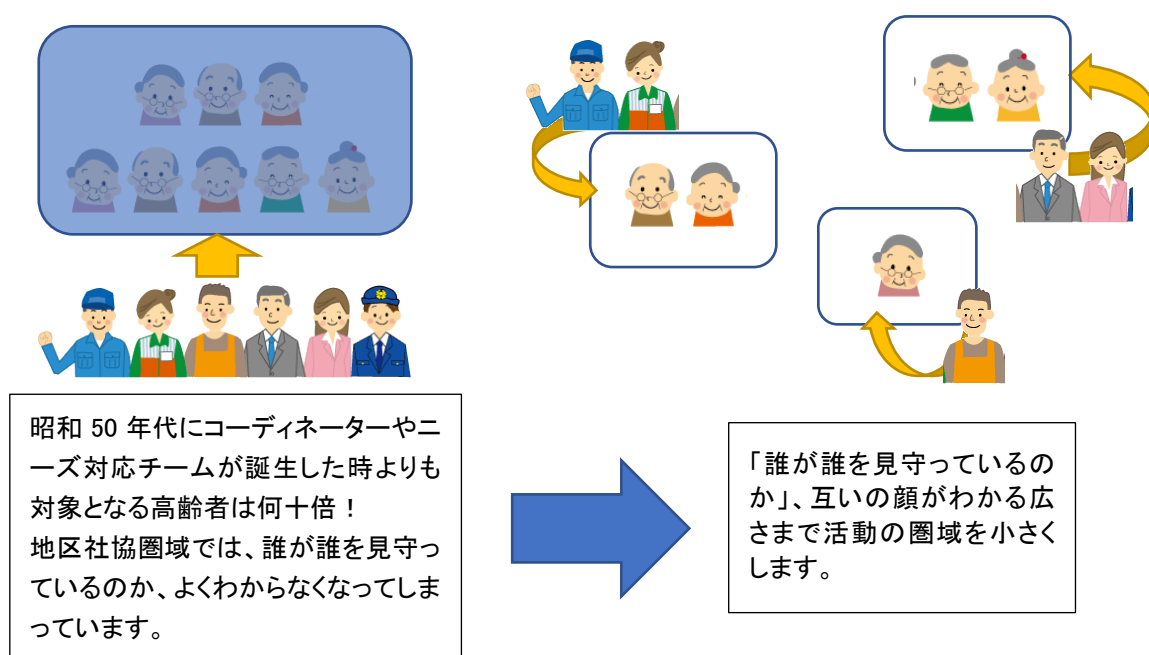


表2 秦野市におけるご近所福祉活動組織一覧

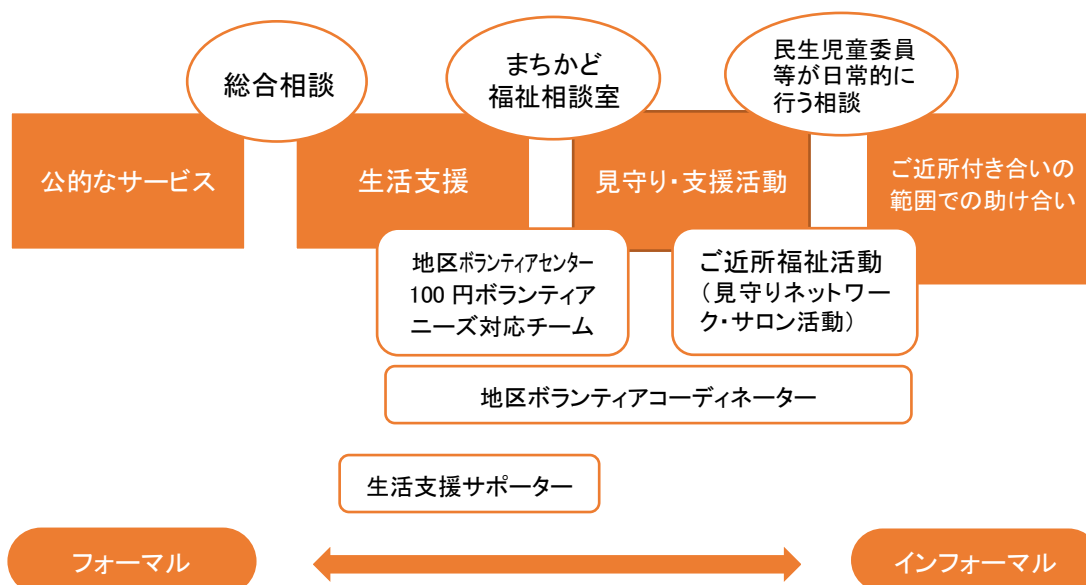
地区社協区	本町	南	東	北	大根	鶴巻	西			
自治連区	本町	南	東	北	大根	鶴巻	上	西		
民児協区	本町	末広	南	南が丘	東	北	大根	広畑	鶴巻	西 渋沢 堀川
ボランティアコーディネーター	本町	南	東	北	ささえあい		解散			
ニーズ対応チーム	解散	南	東	解散			解散			
草の根				南が丘民児協						
専任ボランティア							西民児協			
地域福祉員							上地区自治連	西地区自治連		
地区ボランティアセンター							ほっとワークつるまき			

※「草の根」「専任ボランティア」は民生委員児童委員の補佐役とともに活動

※「地域福祉員」は西と上地区の自治会の役員として自治会とともに活動

※「地区ボランティアセンター」は鶴巻地区社協の1部門として活動

図9 生活を支える制度・サービスと住民による福祉活動



○福祉サービスと連携しながら活動を進めていくポイント

- ・単なる福祉サービスの補完にならないようにする
- ・一つひとつの活動に福祉活動本来の意味を考える
- ・大きな負担や責任を伴わない活動を考える
- ・活動の対象となる相手の意向、意思を尊重する
- ・請負的・義務的にならないよう工夫する

■ 市社協が取り組んできた事業

①ボランティアセンターの運営	ボランティアの助けを必要とする人からのニーズに対する需給調整を行った。
②出前講座	自治会や地区社協等からの依頼に応じ、地域福祉の考え方や具体的な活動方法等について出前方式で講座・研修会を行った。
③ボランティアコーディネーター・ニーズ対応チーム研修	地域福祉活動の担い手であるボランティアコーディネーター及びニーズ対応チーム員に対し、その役割や機能、具体的な手法についての研修会を行った。
④地域活動コアメンバー発掘講座	地域活動のリーダー育成のため実践的な内容の講座を行った。

<会員のみなさんが取り組めること>

たとえば

- 身近なところで協力する
 - ・ ご近所の気になる人を見守る。
 - ・ ご近所の気になる人に声をかける。
 - ・ 「福祉活動（参加）の日」キャンペーンに参加する。
 - ・ 「まちの居場所」に立ち寄る。
 - ・ サロンにご近所のひとり暮らしの高齢者の方を誘う。
 - ・ 地域活動やボランティアに友だちを誘って参加する。
 - ・ 自治会や地域団体の役員に立候補する。

- 社協と一緒に取り組む
 - ・ 「まちの居場所づくり」に参加する。
 - ・ 自宅でサロンを始める。
 - ・ 自治会館でサロンを始める。
 - ・ 生活支援サポーターとして助け合い活動に参加する。
 - ・ より多くの住民が社協の普通会员となるよう加入を勧める。

- 専門性を活かして協力する
 - ・ 店や施設を活用したコミュニティカフェを開く。
 - ・ 自分たちの施設や団体の活動にボランティアを受け入れる。
 - ・ 福祉施設として地域の行事に参加・協力する。
 - ・ 「まちの居場所」でイベントやセミナーを開催する。
 - ・ 地域の集いの場として施設設備を開放する。

基本計画3 「SOS」が発信できる・「SOS」に応えられる 仕組みづくり ～様々な支援の強化・拡充～

<5年後のめざす姿>

身近なところに「SOS」を受け止める人と場所がある
制度の「はざ間」をうめる新たな取り組みや支援策が始まっている
関係機関同士の連携が進み、
新たな課題の解決に向けた取り組みが始まっている

<現状と課題>

本会では、平成27年にはだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』を設置し、相談事業の拡充に取り組んできました。貸付事業や給付事業、就労準備支援事業など社協が行う様々な支援策を組み合わせ、包括的に支援していくことに努めてきましたが、家族形態や労働環境の変化などを背景に複雑・多様化する生活課題に対応していくために外部との連携強化をはじめとする相談支援体制の整備が求められています。

また、福祉サービス利用における契約方式への転換や身寄りのない高齢者の増加を背景に、地域での生活を支えるための「身元保証」や「死後事務」などの必要性が高まってきています。これらの課題解決のため、出口を増やしていくことが求められています。このような中、現状の制度・サービスでは解決できない新たな課題の解決に向けた取り組みを関係機関等とともに検討する必要があります。

<重点的な取り組み>

1. 「SOS」をキャッチする仕組みの強化

困りごとを抱えた人たちの「SOS」をより身近に住む地域住民の力を借りてキャッチします。

<具体的な取り組み>

(1) 身近な相談窓口の強化



困りごとを抱えている本人や家族だけではなく、その身近にいる地域住民からの「気づき」の相談を受け止め、問題が深刻化する前に、予防的に関われるよう、身近な相談窓口として、前計画を基に立ち上げた「まちかど福祉相談室」機能のさらなる充実を図ります。

■ 市社協が取り組んできた事業

①まちかど福祉相談室	地区社協の拠点を会場に福祉や介護、生活上の様々な相談に応じる出張相談会を行った。
------------	--

＜重点的な取り組み＞

2. 切れ目のない相談支援体制づくり

より円滑な相談支援が行えるよう、現状の相談業務を検証し、総合相談体制の強化と関係機関とのネットワーク構築を図ります。

＜具体的な取り組み＞

(1) 対応すべきニーズの把握



相談機能の強化・拡充のためには、対応すべき相談内容の整理と分析が不可欠です。プライバシーの保護や個人情報保護法、秦野市社協個人情報保護に関する方針の趣旨に則り、研究者等の協力を得ながら、これまでの相談実績から相談内容の分析を行い、総合相談にかかる職員の研修やマニュアル作成、相談体制の検証等に活かしていきます。

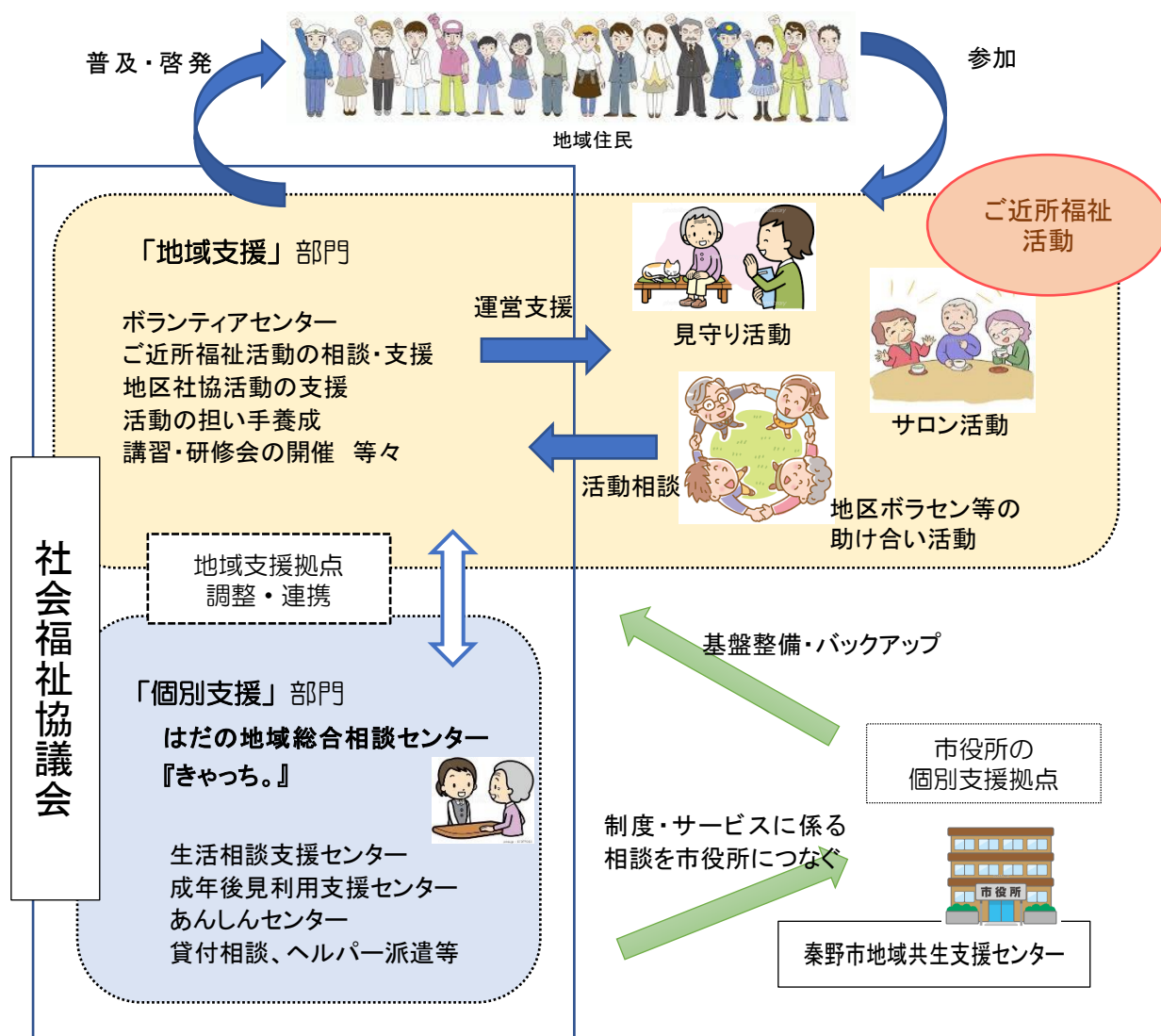
(2) 生活課題を解決するためのネットワーク構築



関係機関同士の相互理解を深め、より円滑な相談支援が行えるよう、相談業務に係る関係機関同士のネットワークの構築に取り組みます。

また、新たに設置される市の「地域共生支援センター」との相談業務及び、地域支援業務との連携についても役割整理を行い、より効果的な支援が行えるようネットワーク構築に取り組みます。

図 10 地域共生支援センターとの連携



■ 市社協が取り組んできた事業

①はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』 (平成27年度新規)	・生活困窮者自立支援相談(市委託事業) ・家計改善支援相談(市委託事業・R2～) ・生活困窮者就労準備支援事業(市委託事業・R2～) ・生活保護受給者就労準備支援事業(市委託事業・R2～) ・成年後見利用支援相談(市委託事業) ・権利擁護事業 ・貸付事業(生活福祉資金・小口生活資金)
---	--

②はだの地域公益事業基金及び、地域公益事業参加法人連携担当者連絡会（平成27年度新規）	生計困難者に対する相談支援を行うため「はだの地域公益事業基金」を創設し、これに賛同する社会福祉法人及びNPO 法人と市社協との連携担当者によるネットワーク会議を開催した。
③たすけ合い給付金（平成27年度新規）	「はだの地域公益事業基金」を財源に、子育て支援ヘルパー「ハートフルサービス」の利用者負担金の助成を行った。

<重点的な取り組み>

3. 多様化する地域課題と向き合った支援

住み慣れた地域での生活を支える支援策として、身元保証サービスや死後事務サービスなどの「保証機能」の整備や、生活困窮者の自立支援のための転居費用支援等の具体的な支援策の検討・実施に取り組みます。

また、コロナ禍で顕在化した地域課題や地域での自立した暮らしを支えるための新たな取り組みの必要性について、住民組織や、特定の課題に対して専門的・先駆的に活動に取り組むNPO法人等と連携し、解決するための新たなサービスやシステムを開発していきます。

<具体的な取り組み>

（１）身元保証及び死後事務サービスによる権利擁護事業の充実



身元保証人をたてられずに施設入所等ができないといった問題や身寄りのない人の死後事務を誰が行うのかといった問題が起こっています。地域での自律した暮らしを支える「保証機能」を整えるため、身元保証サービス及び死後事務サービスの検討・実施に取り組みます。

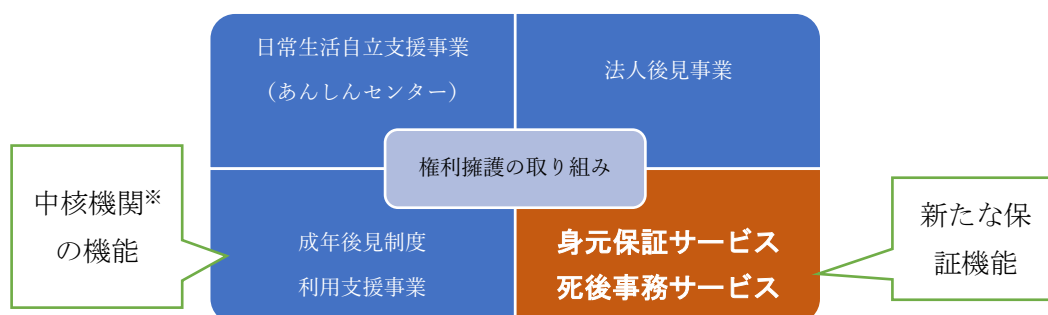


図 11 社協が取り組む権利擁護事業

※中核機関とは成年後見制度の利用を進めるうえでの「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」を指します。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」を担うとされており、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートの機能が求められています。

（２）生活困窮者に対する転居費用給付の検討・実施



生活困窮者の家計改善支援相談を行う中での解決策の一つとして、より家賃の安い住居への住み替えを行う際の転居費用の給付制度を立ち上げるための検討・実施に取り組めます。

■ 市社協が取り組んできた事業

①日常生活自立支援事業 (秦野あんしんセンター)	判断能力が十分でない高齢者や障害をお持ちの方の、日常的な金銭の管理、大切な書類等の預かりなどを行った。
②法人後見事業	成年後見制度下において、市長申立てによるケースについて、市社協が法人として後見受任者となり、福祉サービス利用援助、金銭管理、身上監護を行った。
③成年後見利用支援センター	認知症や障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守るため「成年後見制度」の利用に関する、相談・支援等を行った。
④たすけ合い給付金	「はだの地域公益事業基金」を財源に、生計維持が困難な世帯に対し、食料や光熱水費など自立に向けた現物や現金の給付を行った。

（３）新たな生活課題を解決するための支援体制づくり



多様な課題を抱える人々の地域での自律した生活を支えるため、また、コロナ禍で外国籍住民やひきこもりなどの課題を抱える層が顕在化する中において、地域住民、行政、社会福祉法人、市民活動団体、専門家などの関係機関（者）がそれぞれの強みを活かし、連携して解決に取り組む必要があります。

しかし、それぞれが考える課題や連携への理解に相違があるままでは、連携・協働はうまく進みません。そこで、社会や課題の変化を把握し、地域の福祉課題を共有・協議の場（プラットフォーム※）づくりに取り組みます。

■ 市社協が取り組んできた事業

①ふれ愛サービス	高齢、障害、疾病等により日常生活に支障がある家庭へ市社協独自の法外ホームヘルパーの派遣を行った。
②ハートフルサービス	生後一年以内のお子さんがいる家庭へ家事や育児の支援を行うホームヘルパーの派遣を行った。
③農福連携 (令和2年度新規)	県の農福連携等マッチング事業を受託し、先進地視察やコーディネーター研修を行った。

※プラットホームとは基盤・基礎・土台という意味のほかに、「みんなが乗る舞台」という意味があります。ここでの意味は、地域の様々な課題を解決していくために市社協が用意する、多様な主体が、自発的に対等な立場で参加する「場」のことです。

<会員のみなさんが取り組めること>

たとえば

☐ 身近なところで協力する

- ・ご近所の気になる人を見守る。
- ・ご近所の気になる人に声をかける。
- ・ご近所の気になる人を「まちかど福祉相談室」につなぐ。
- ・さまざまなサービスや支援策があることをご近所の人に紹介する。

☐ 専門性を活かして協力する

- ・関係機関同士のネットワーク会議に積極的に参加する。
- ・「まちかど福祉相談室」に相談員として協力する。
- ・生活困窮者等を支援するための「はだの地域公益事業基金」に法人として加入する。
- ・社協の施設部会や団体部会で地域課題について協議する。
- ・他分野、他機関の事業について相互理解を深める。
- ・部会（地域・民生委員児童委員・施設・団体）間の横のつながりをつくる。

基本計画4 市民とつながる情報ネットワークづくり

～地域福祉を推進するための情報発信～

〈5年後のめざす姿〉

ホームページ等が工夫され、必要な情報が入手・活用しやすくなっている
住民や福祉施設・団体が社協とともに
主体的に地域福祉の情報を発信している
地域福祉活動や社会福祉協議会の活動について多くの人が知っている

〈現状と課題〉

地域福祉推進のためには、地域福祉の推進主体である市社協の役割と活動を、より多くの地域住民に知らせ、理解してもらう必要があります、このことは前計画から引き継ぐ課題でもあります。

これまで、広報紙やインターネット等の多様な媒体を活用することを目標に掲げて取り組んできましたが、さらに活用する媒体ごとにターゲット別の戦略を練り、計画的な広報活動を展開する必要があります。

住民が必要としている情報を見極め、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に関心がある人が、必要な情報を得やすいよう、より一層の工夫が求められています。

〈重点的な取り組み〉

1. 福祉活動の理解者を増やすための情報発信

地域福祉活動やボランティア活動、社協活動に関する理解者を増やすため、ホームページを刷新するとともに、世代やテーマなど、ターゲットを明確にしたソーシャルネットワークサービスの効果的な活用を図ります。

〈具体的な取り組み〉

(1) ソーシャルネットワークサービス等を有効活用した情報発信



若い世代をターゲットにした情報発信の仕組みとして活用している、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）をより効果的に運用するため、媒体ごとにターゲットと発信する情報の内容を整理し、動画の制作も含めた情報発信の手法を検討・実施します。

モバイルメッセージアプリケーション「LINE」を活用して、ボランティアに関する情報や地域情報を住民と共有し、福祉活動や社協行事等への参加のきっかけづくりを進めます。また、相談しやすい環境づくりの一環として、「LINE」を使った相談窓口の開設についても検討を進めます。

ソーシャルメディアの活用だけでなく、高齢者や障害のある人が情報格差（デジタルデバイド）によって必要な情報を得られないことがないよう、対面による情報発信や紙媒体による広報活動についても引き続き充実を図ります。



ソーシャルネットワークサービス
で現場から最新情報を発信



マスクで感染予防

マスコットキャラクター
「ハートフルちゃん」の
ぬいぐるみを使った広報
展開



■ 市社協が取り組んできた事業

①ホームページの運用	社協の概要や事業、活動報告をウェブ上で紹介した。
②SNS による情報発信 (平成29年度新規)	フェイスブック、ツイッター、インスタグラムのアカウントを作成し、最新情報を発信した。
③動画配信 (令和元年度新規)	地区社協や福祉人材確保、市社協事業などを紹介するオリジナル動画を作成し、インターネット上で配信した。
④広報紙の発行	社協事業や地域福祉活動などを広く市民知らせるため、広報紙「社協はだの」や社協会員向け情報紙「社協ほっと通信」を発行した。
⑤各種通信の発行 (令和2年度新規)	コロナ禍における情報共有を目的に「サロンだより」や「ボラセンだより」を発行した。

＜重点的な取り組み＞

2. 広報活動への参加者・協力者を増やす取り組み

広報活動に地域部会・民生委員児童委員部会・施設部会・団体部会の会員や福祉の当事者の声を反映し、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に関心がある人が、必要な情報を得やすい広報活動をめざします。

地域の幅広い世代の人々にとって「市社協」や「地区社協」が「顔の見える」組織となるよう、情報発信のシステムや方法を工夫し、充実を図ります。

＜具体的な取り組み＞

（１）住民や福祉施設・団体との協働による情報の発信や運用



事業やイベントに参加した住民や地区社協のメンバーからクチコミ情報が広がるよう、情報収集と発信への参画を呼びかけます。

市社協から一方的に情報を発信するだけでなく、ボランティアに関する情報や地域課題を地域部会・民生委員児童委員部会・施設部会・団体部会の会員や地区ボランティアセンターと共有して、支援活動に活かします。

また、市社協の会員がそれぞれの所属団体や施設で発行している広報紙に、記事として社協活動を取り上げてもらうことで、市社協の認知度アップを図ります。

■ 市社協が取り組んできた事業

①ふくし通信員	市社協の会員向け情報紙「社協ほっと通信」に施設及び団体部会の「ふくし通信員（連携担当者）」から提供された情報を掲載した。
②会員ホームページのリンク	市社協のホームページと会員ホームページとの間で相互にリンクをはった。
③QRコードによる周知	スマートフォンなどからホームページやソーシャルネットワークサービス、動画共有サービスにアクセスできるようそれぞれのアドレスのQRコードを作成し、周知した。
④アンケート調査の実施	「福祉現場で働く人1000人アンケート」を実施し、その結果を福祉人材確保にむけた事業に活用した。
⑤共同企画による広報活動	タウン紙や社協の広報で複数の福祉施設と共同で求人特集やエッセンシャルワーカー特集を掲載した。

<会員のみなさんが取り組めること>

たとえば

- ☐ 身近なところで協力する
 - ・社協のソーシャルネットワークサービスのフォロワーになる。
 - ・社協の広報を読む。

- ☐ 社協と一緒に取り組む
 - ・「ふくし通信員」として施設や各団体が取り組む福祉活動についての情報を広く発信する。
 - ・社協の部会場で情報の共有や発信の方法について意見交換する。
 - ・社協の広報の編集に参加・協力する。
 - ・社協の出前講座を活用して社協の組織や活動についての学習会を開く。

- ☐ 専門性を活かして協力する
 - ・社会福祉施設と市社協とでホームページのリンクをはるなどして、より多くの人が情報にアクセスしやすい環境を作る。

第5章 計画の推進体制

1 進行管理の流れ

令和3年度から7年度までを計画期間とする本計画は、令和4年度から前年度の取り組みを振り返り、3年目に中間評価を行い、4年目から中間評価の結果を受けて、次期計画の策定準備に取りかかります。

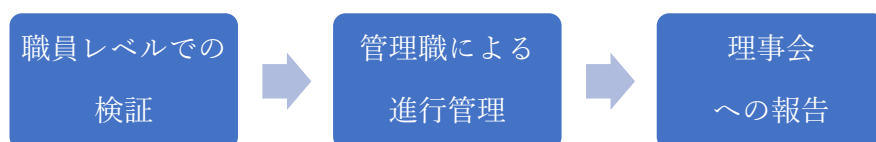


2 進捗管理のための体制

計画に基づいた取り組みの検証作業を職員レベルで行い、検証結果は、理事会、評議員会及び各部会に報告し、既存事業や計画の見直しに関して広く意見を求めます。

(1) 事務局内部の自己点検のための体制

本計画の推進と進行管理のための事務局内部で事業ごと、部門ごとに次ページの「3 進捗管理の方法と評価」の流れに沿って自己点検を年度ごとに行います。



(2) 外部評価のための体制

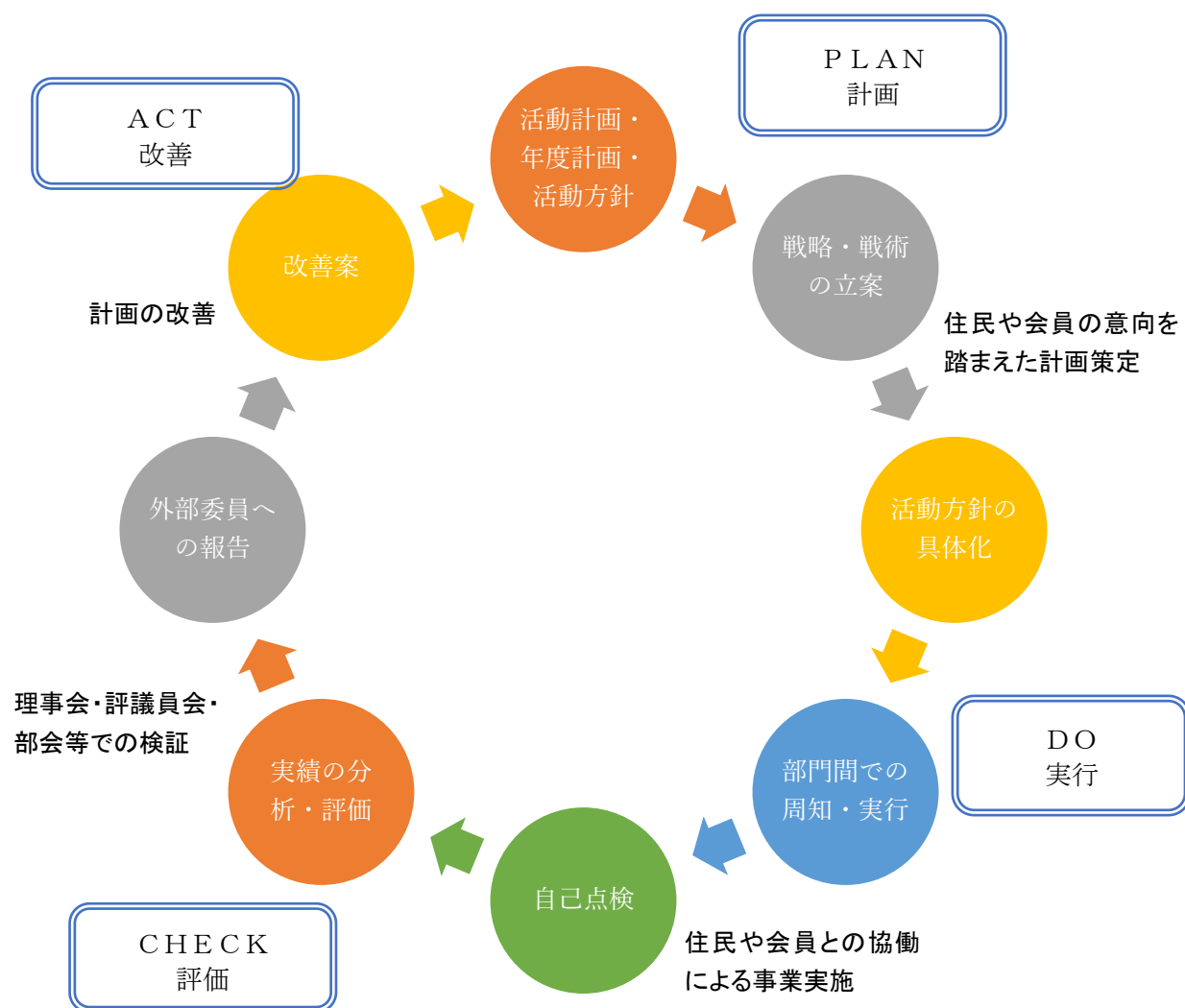
計画を推進していくにあたり、計画の策定段階だけでなく、実践の段階においても「住民参加」「会員参加」が得られるよう、住民や地域部会・民生委員児童委員部会・

施設部会・団体部会の会員と協働で計画の具体化と実践に取り組みます。

そのための組織として、テーマに合わせたプロジェクトチームやプラットフォームを設け、実践と進行管理に取り組みます。

3 進捗管理の評価と方法

計画の評価及び点検については、P D C Aサイクルに基づいて実施します。



4 計画の周知

本計画を広く、地域住民や市社協の会員に周知していくため、ホームページへの掲載やダイジェスト版を作成するとともに、説明会等を開催し、周知の機会を設けます。

5 計画に基づく新規事業の推進予定

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本計画1	中高生向けプログラム	プログラムをつくる	実施	メニューを増やす		
	親子福祉体験講座	第1弾	回数やプログラムを見直しながら実施			
	賛助会員企業への社員研修	研修メニューづくり	周知・実施			
	生活支援サポーター①		養成講座			
基本計画2	多様な働き方の支援		企画会議	提案	モデル事業	
	福祉活動の日キャンペーン	活動メニューづくり	実 施			
	まちの居場所		企画会議 物件探し	開設		
	生活支援サポーター②		仕組みづくり	実 施		
基本計画3	相談対応マニュアル作成		検証作業	マニュアルづくり		
	転居費用給付	立上げ準備	実施			
	保証サービス	立上げ準備	実施			
	農福連携	県委託事業受託				
4	LINE 運用			運 用		

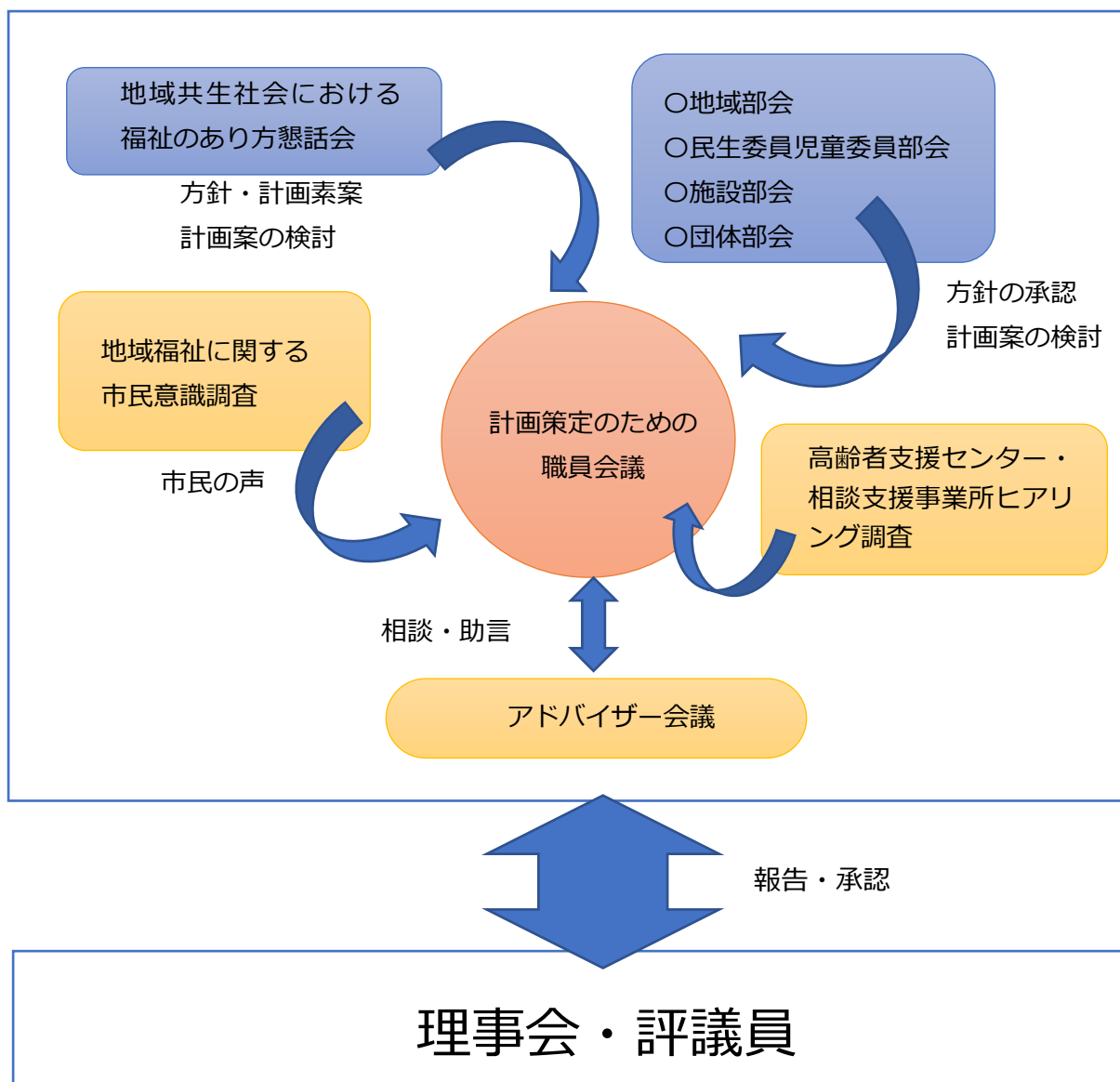
資料編

1 計画の策定経過

本計画は次の手順によって策定されました。

実施日	会議名	内 容
令和2年 3月11日	第4回理事会	・令和2年度事業計画（地域福祉活動計画策定）の承認
8月24日	第1回地域共生社会における福祉のあり方懇話会	・地域福祉活動計画の策定方針及びスケジュールについて
9月30日	第1回地域部会・民生委員児童委員部会合同部会	・地域福祉活動計画素案作成に向けた検討について
10月1日	第1回団体部会	・地域福祉活動計画素案作成に向けた検討について
10月2日	第1回施設部会① （高齢・児童分野）	・地域福祉活動計画素案作成に向けた検討について
10月8日	第1回施設部会② （障害分野）	・地域福祉活動計画素案作成に向けた検討について
11月4日	第2回地域共生社会における福祉のあり方懇話会	・地域福祉活動計画の素案について
12月17日	第3回理事会	・地域福祉活動計画の素案について
令和3年 1月27日 ～2月14日	（調査の実施）	「地域福祉に関する市民意識調査」
2月16日	第3回地域共生社会における福祉のあり方懇話会 （書面開催）	・地域福祉活動計画案について
2月20日	第2回地域部会 民生委員児童委員部会 施設部会 団体部会 （書面開催）	・地域福祉活動計画案について
3月12日	第5回理事会	・地域福祉活動計画案の承認について
3月26日	第3回評議員会	・地域福祉活動計画策定の報告について

2 計画策定の体制



●発 行

社会福祉法人 秦野市社会福祉協議会

〒257-0054 秦野市緑町16番3号

T E L 0463-84-7711 F A X 0463-85-1302

メールアドレス shakyo@vnhadano.com URL <http://www.vnhadano.com>

発行日 令和3年3月